

令和5年度 市民参画手続実施結果の一覧表(10/2現在)

【市民参画条例第7条】

- (1) 総合振興計画などの市の基本的な政策を定める計画やそれぞれの行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定
- (2) 市の基本的な方向性などを定める憲章、宣言などの策定
- (3) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定、改正や廃止
- (4) 市民に義務を課したり、権利を制限したりすることを内容とする条例の制定、改正や廃止
- (5) 市民生活に重大な影響を与える制度の導入、改正や廃止
- (6) 広く市民に利用される建物などの建設についての基本的な計画の策定や変更
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参画手続を実施することが必要と認められるもの

資料1

通番	件名	担当課	概要	市民参画手続						条例対象号	根拠法	計画期間
				審議会等	パブリックコメント	市民説明会	地域ヒアリング	WS	市民討議会			
				実施回数	実施期間	実施回数	実施回数	実施回数	実施時期			
①	第5次吉川市障がい者計画	障がい福祉課	本計画は6年間を計画期間としており、現行の「第4次吉川市障がい者計画」が令和5年度に目標年次を迎えることから、近年の社会情勢の動向を踏まえながら、本市の取組を点検するとともに、市民ニーズの再度把握し、新たな「第5次吉川市障がい者計画」を策定する。	○			○			(1)	障害者基本法	R6-R11 (6年)
				1回			9団体					
②	吉川市子ども・子育て支援事業計画	子育て支援課	児童福祉法第8条第3項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するため、また、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議する。	○						(1)	児童福祉法、 子ども・子育て 支援法	R2-R6 (5年)
				1回								
③	若者支援事業	子育て支援課	子ども・若者育成支援推進法を背景とした中で、義務教育後の若者を取り巻く諸課題に対して、当事者となる若者の現状を把握し、若者に対する支援に関する市の今後の方向性を検討する。	○						(1)	—	—
				2回								
④	高齢者福祉計画・介護保険事業計画	長寿支援課	(1)市の介護保険制度の円滑な運営のための提言及び助言に関すること。 (2)介護保険事業計画(第8期:令和3年度～令和5年度)を円滑に推進するため、各年度における利用状況や達成状況の点検・分析・評価に関すること。 (3)介護保険事業計画の策定(第9期:令和6～令和8年度)のための提言及び助言に関すること。 (4)市の高齢者福祉施策に関する提言及び助言に関すること。 (5)介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関すること。 (6)介護保険法第42条の2第5項、第78条の2第7項及び第78条の4第6項に規定する地域密着型サービスの運営に関する意見を述べること。	○						(1)	介護福祉総合 条例	R6-R8 (3年)
				2回								
⑤	吉川市歯科口腔保健推進計画の推進に関する提言・助言	健康増進課	吉川市歯科口腔保健推進計画(H29～R5年度)の推進に関する提言及び助言を行う。計画の見直しのための提言及び助言に関するものを行う。国の健康増進計画が1年延長されたため、当計画もR5年度までの計画となった。計画の進捗管理と次期計画の策定について審議する。	○						(1)	吉川市歯科口腔 保健の推進 に関する条例	R6-R11 (6年)
				1回								
⑥	吉川市食育推進計画の推進に関する提言及び助言	健康増進課	吉川市食育推進計画(H29～R5年度)の推進に関する提言及び助言を行う。計画の見直しのための提言及び助言に関するものを行う。国の健康増進計画が1年延長されたため、当計画もR5年度までとなった。計画の進捗管理と次期計画の策定について審議する。	○						(1)	食育基本法	R6-R11 (6年)
				2回								

通番	件名	担当課	概要	市民参画手続						条例 対象 号	根拠法	計画期間
				審議会等	パブリック コメント	市民 説明会	地域 ヒアリング	WS	市民 討議会			
				実施回数	実施期間	実施回数	実施回数	実施回数	実施時期			
⑦	市民参画推進事業	市民参加推進課	市民参画に関する基本的な施策や重要事項の調査審議し、市民参画の推進を図る。	○ 1回						(7)	吉川市市民参画条例	—
⑧	国民健康保険の運営事業に関する事項	国保年金課	運営協議会の開催 埼玉県国保協議会を通じた国・県への要望事項	○ 1回						(7)	国民健康保険法	H30-R5 (6年)
⑨	吉川市下水道事業経営戦略	河川下水道課	下水道事業の経営基本戦略の進捗管理、下水道事業の予算・決算について審議する。	○ 1回						(7)	吉川市下水道事業審議会条例	R3-R12 (10年)
⑩	青少年健全育成の充実	学校教育課 少年センター	吉川市いじめ問題対策連絡協議会にて、「吉川市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの早期発見、解消を図る。	○ 1回						(7)	いじめ防止対策推進法	—
⑪	青少年健全育成の充実	学校教育課 少年センター	吉川市いじめ問題対策委員会にて、「吉川市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの早期発見、解消を図る。	○ 1回						(7)	いじめ防止対策推進法	—
⑫	社会教育推進事業	生涯学習課	社会教育に関して諸計画の企画立案・調査研究・指導助言・諮問に関する答申を行い、社会教育を推進する。	○ 1回						(7)	社会教育法	—
⑬	社会教育推進事業	生涯学習課	図書館法に基づき設置され、吉川市図書館の運営及び利用者満足度について協議を行う。	○ 1回						(7)	図書館法	—
⑭	市民交流センターおあしす等管理事業	生涯学習課	おあしすの運営に関及び事業報告等について協議を行う。	○ 1回						(7)	—	—
⑮	吉川市文化芸術推進基本計画	生涯学習課	文化芸術推進基本計画その他文化芸術の推進に関する重要事項の調査審議	○ 1回						(7)	文化芸術基本法	R5-R8 (4年)
⑯	吉川市庁舎跡地福祉の拠点整備基本構想	財政課	旧庁舎跡地における福祉の拠点整備について基本構想を策定する。	○ 1回						(1)	—	—
⑰	吉川市自殺対策計画	地域福祉課	計画年度を令和6年度から令和10年度とする吉川市自殺対策計画の策定に対する提言及び助言を行う。	○ 2回						(1)	自殺対策基本法	R6-R10 (5年)
⑱	子どもの貧困対策推進事業	子育て支援課	子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条の規定に基づき、子どもの貧困対策に関し地域の状況に応じた施策を策定し、及び推進するに当たり、子どもの貧困対策推進計画案を策定する。	○ 1回						(1)	子どもの貧困対策の推進に関する法律	R6-R10 (5年)
⑲	吉川市健康増進計画案の策定に関する提言・助言	健康増進課	第2次吉川市健康増進計画(H25年度～H34年度)について、国の健康増進計画が1年延長されたため、当計画もR5年度までの計画となった。R6年度から次期計画を施行するため、策定委員会で計画案を検討する。	○ 1回						(1)	健康増進法	R6-R17 (12年)

通番	件名	担当課	概要	市民参画手続						条例 対象 号	根拠法	計画期間
				審議会等	パブリック コメント	市民 説明会	地域 ヒアリング	WS	市民 討議会			
				実施回数	実施期間	実施回数	実施回数	実施回数	実施時期			
⑳	料金徴収事業	水道課	水道事業の持続的運営を図るため、水道料金の改定及び料金体系の見直しをする。	○						(4)	地方公営企業法、水道法	—
				3回								
㉑	水防センター等整備事業	危機管理課	国土交通省江戸川河川事務所が整備を進めている吉川市河川防災ステーションに建設を予定している水防センターについて、市が建設規模、設置する諸室等及び河川防災ステーションを含めた平時の活用について広く意見を募り、基本的方向性を検討する。	○						(6)	吉川市水防センター等整備検討委員会設置規則	—
				3回								
				29回	0回	0回	9回	0回	0回			